

特記仕様書

I 業務概要

- 業務名 : 令和7年度 都市公園等遊具点検・修繕業務委託
- 履行場所 : 相楽郡精華町 地内
- 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

II 提出書類

受注者は、下記の書類を作成し、発注者に提出しなければならない。

	提出時期	部数	
委託業務着手届	契約後5日以内	1部	
業務委託料内訳書	契約後5日以内	1部	
業務工程表	契約後5日以内	1部	
公園施設製品安全管理士通知書	契約後5日以内	1部	
公園施設製品整備技師通知書	契約後5日以内	1部	
請負業務賠償責任保険証券写し	業務着手まで	1部	
業務計画書	契約後14日以内	1部	
点検調査表	随時及び完了時	1部	
点検調査(集計)報告書	随時及び完了時	1部	
修繕提案(改修計画)書	随時及び完了時	1部	見積書含む。
遊具履歴書	随時及び完了時	1部	
業務写真	随時及び完了時	1部	
ハザードレベル総括判定一覧表	修繕遊具毎	1部	
業務打合簿	都度	1部	
業務完了届	完了時	1部	
目的物引渡書	完了時	1部	
請求書	完了時	1部	

※点検調査表、点検調査(集計)報告書、修繕提案(改修計画)書は、報告書(書類)とは別に電子データにより提出すること。またその他監督職員が指示す

るものも、同様とする。

III 業務写真

受注者は以下の内容の業務写真を提出するものとする。

①遊具点検業務

種 別	工 種	写真管理項目	
		撮影項目	撮影頻度
着手前	着手前	全景	1枚/公園
調査点検	劣化・基準判定	施設前	施設全景及びB、C、D判定箇所
安全管理	安全管理	各種保安施設 の設置状況	1枚/各種類

②遊具修繕業務

修繕前、各工程、修繕後の写真（遊具施設修繕箇所ごと）

IV 都市公園等遊具点検業務

（目的）

第1条 本業務は、精華町の都市公園及びその他の公園、遊園の遊戯施設等において、製品自体の機能低下等による事故を未然に防止するため、点検・評価を行うとともに、各遊戯施設の台帳（履歴書等の更新）を作成し改修計画を作成することを目的とする。

（総則）

第2条 本業務は、本特記仕様書によるほか、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月 国土交通省）、「遊具の安全に関する規準」JPFA-SP-S:2024（2024年4月（一社）日本公園施設業協会）及び「JPFA・ハンドブック 公園施設の安全管理」並びに関係法令等に基づき、点検、調査及び修繕提案（改修計画）書を作成するものとする。

なお本業務期間中にこれらの改正があった場合は、改正された内容を使用する。

（業務箇所）

第3条 業務箇所は別紙（点検総括表）のとおりとする。点検総括表と現地が相違する場合は、現地を優先することとし、それに合わせた成果を提出すること。

なお、点検総括表に記載されていない公園施設についても、簡易点検し、異常があれば、合わせて報告すること。

（業務内容）

第4条 本業務の主任技術者は（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者（以下「安全管理士」という。）あるいは発注者が同等と認めた者とする。

また、遊具の点検、調査及び修繕提案（改修計画）書の作成にあたっては、安全管理士及び（一社）日本公園施設業協会認定の公園施設製品整備技士の資格を有する者（以下「設備技士」という。）あるいは発注者が同等と認めたものが別に定める遊具の定期点検を実施するものとする。定期点検の内容は、（一社）日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024」に記載する定期点検総括表・定期点検表等に基づき点検作業、判定作業、点検結果報告（点検調査表の作成・修繕提案（改修計画）書の作成等）等を行う。

なお、判定については、別に定める判定基準に基づき、遊戯施設の損傷・劣化・損耗状況、修繕の必要性等について判定を行う。

2 前項の判定は、遊戯施設の本体部、接続部、可動部、デッキ・階段部、チェーン・ワイヤー等の部材を主に目視・触診・聴診・打診・計測を行い、異常の有無を調査・判定する。調査の詳細は以下のとおりとする。

1) 目視・触診

対象となる遊具を実際に見る（必要に応じ掘削を行う。）、また手で触れたりすることで、劣化・磨耗状態（腐朽、ささくれ、ひび割れ、老朽化の程度、塗装の剥離等）を診断する。

2) 聴診

動的な機構を有した部分などにおいて、実際に当該部分を作動させて、そこから発生する音を聞くこと等で、当該部の異常の有無を判定する。（油ぎれ、ぐらつき等がないか。）

3) 打診

遊具を構成する部材を実際にテストハンマーなどを使用し叩き、そこから発生する音や、木材の腐朽や鋼材の腐食、またボルトの緩みなどの異常を察知する。

4) 計測

メジャーやノギスなどの計測機器を用いて、設置時と点検時との部材の磨耗等の変化を測定し、変異の状態を確認する。

肉厚測定器により、パイプ等の肉厚を測定し、内部腐食状況を測定する。測定時に印字されたシートは報告資料に添付すること。

必要に応じ、部材が重なり合い鋼材の肉厚等状態確認ができない部位については、部分解体を行い、点検を行うこと。

5) その他

遊具等の特性を考慮し、必要に応じ点検作業の項目を追加し実施すること。その場合の設計変更は行わない。

3 第1項の判定の結果、修繕又は再塗装等が必要と判断した場合は、必要に応じ

て「使用禁止」の措置を講じ直ちに監督職員に報告すること。

4 第1項の判定の結果、修繕又は再塗装等が必要と判断した場合は、修繕提案(改修計画)を行うこと。

なお、修繕提案(改修計画)は、点検結果に基づき、安全管理士及び整備技士により、管理者に対して修繕方法の提案及び修繕費の見積りを行うこと。また、必要であれば精密点検の提案を行うこと。

5 本業務において、遊戯施設以外の公園施設に重大な事故につながるおそれのある物的ハザードを発見した場合は、直ちに監督職員に報告すること。

(判定基準)

第5条 前条第1項の判定基準は、以下の表によるものとする。

1) 劣化状況の判定基準

判定	判定内容	対策の方向性
A	健全であり、修繕の必要がない。	使用可
B	部分的に異常があり、部分修繕が必要。	使用可
C	重要な箇所部分的に異常があり、部分修繕が必要。	使用禁止(場合により使用可)
D	主要部材等に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要。	使用禁止

2) 塗装等地肌表面に対する判定基準

判定	判定内容	対策の方向性
A		再塗装の必要が無い。
B	部分的に1%以上の錆がある。 部分的に錆又ははがれがある。 部分的に汚れ・退色・塗膜劣化がある。	部分的に塗装が必要。
C	全体的に1%以上の錆・腐食又ははがれがある。 全体的に汚れ・退色・塗膜劣化がある。	全体的に塗装が必要。

2 前項の判定においては、基準に基づき行うものとするが、製造時期及び設置時期等により基準によりがたい遊戯施設は監督職員と協議のうえ、判定を行うものとする。

(点検済証の表示)

第6条 点検の結果、安全性が認められた遊具には、下記に示す内容を記した点検済みシールを見やすく、かつ破損しにくい位置に表示するものとする。なお、遊

具の構造や材料により、物理的に表示することが困難な場合はこの限りではない。

- 1) 点検業務者
- 2) 点検年月
- 3) 製品安全マーク

(損害賠償)

第7条 第5条第1項の判定で修繕の必要がないと判断したことに起因する損害(事故等)において、受注者は次に掲げる(一社)日本公園施設業協会による請負賠償責任保険と同等以上の保険に加入し、受注者がその責を負わなければならない。

また、受注者は保険証等の加入が確認できる書面の写しを、業務着手日までに監督職員に提出しなければならない。

- 1) 保険限度額

ア 人身事故1事故につき、最高限度額	3億円
イ 人身事故1名につき、最高限度額	1.5億円
ウ 財物事故1事故につき、最高限度額	1千万円

- 2) 保険期間

保険期間は業務完了の日から1年間とする。但し、本特記仕様書第5条第3項の報告等を怠ったことによる業務期間中の事故及び損害については、受注者の責とする。

(安全管理等)

第8条 安全管理については、次の各号によるものとする。

- 1) 点検作業に先立ち利用者に対して、点検作業中であることを説明し、遊具等の一時利用を停止していただくよう協力を得ること。
- 2) 点検作業中は、第三者が立ち入って事故がないよう看板等を設置し、作業区域内に公園利用者が立ち入らないよう措置を講じること。
- 3) 作業車両を駐車場又は公園内に乗り入れする場合は、できる限り遊具など利用者に影響の少ない場所を選定し安全対策を講じること。
- 4) 点検の際、緊急に遊具の使用を中止する必要がある場合、早急に監督職員に報告を行い、指示を仰ぐこと。また、監督職員との協議の結果、使用禁止の措置を行うとなった場合は、安全ロープ(テープ)やネットなどを利用して昇降部等全面閉鎖をおこない利用できないようにすると共に、使用禁止の旨を明示すること。

(打合せ)

第9条 本業務の打合せは初回、中間、納品時の計3回を想定している。

(その他)

第10条 この特記仕様書に定めのない事項又はこの仕様について疑義が生じたときは、双方協議のうえ、監督職員の指示に従うこと。

V 都市公園等遊具修繕業務

(業務目的)

第1条 精華町が所管する都市公園等に設置されている遊具施設の定期点検において発見されたハザード(危険部位)及び劣化部位を修繕することにより、利用者が安全かつ安心して利用できるよう事故の発生を未然に防止することを目的とする。

(修繕方法及び使用材料)

第2条 修繕方法及び使用材料については、次の各号によるものとする。

- 1) (一社)日本公園施設業協会の『遊具の安全に関する基準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4』に準拠しハザード除去及び劣化の修繕を行うこと。
- 2) 使用材料は必要な強度と耐久性が確保できる部材を用いること。
- 3) 修繕部位の表面処理(塗装)は下記の仕様とする。
 - ①ケレン 電動工具を用い表面の錆を入念に除去する事
 - ②錆止め塗装 2液エポキシ系塗料
 - ③上塗り塗装 2液ウレタン系塗料
- 4) 各遊具個別の仕様については修繕リストを参照。

(修繕後の判定)

第3条 修繕後の判定については、次の各号によるものとする。

- 1) 主任技術者は遊具施設ごとに修繕前と修繕後のハザードレベル及び劣化の総括判定を行うこと。
- 2) 総括判定は、(一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」もしくは「公園施設点検管理士」、あるいは、発注者が同等と認めたものが点検を実施するものとする。

(補償等)

第4条 補償等については、次のとおりとする。

この業務は、請負業務賠償責任保険保証付きとする。

受注者は保険証等の加入が確認できる書面の写しを、業務着手日までに監督職員に提出しなければならない。

保険限度額

- ・ 人身事故1事故につき、最高限度額3億円

- ・ 人身事故1名につき、最高限度額1.5億円
 - ・ 財物事故1事故につき、最高限度額1千万円
- なお、保険対象期間は業務完了後1年間とする

(その他)

第5条 その他の事項については、次の各号によるものとする。

- 1) 本業務に際して疑義が生じた場合は、発注者と協議の上で決定するものとする。
- 2) 本仕様書に定めがない事項については、国土交通省の『都市公園における遊具の安全確保に関する指針(第3版)』や(一社)日本公園施設業協会の『遊具の安全に関する基準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4』を準用すること。
- 3) 法定外の労災保険の付保
本業務委託において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。